

鳥取中部ふるさと斎場指定管理業務  
優秀提案者選定基準

令和2年7月

鳥取中部ふるさと広域連合

# I. 優秀提案者の選定方法

## 1 資格審査（第1段階）

### （1）資格審査の公告

鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）は、鳥取中部ふるさと斎場の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するため、参加要件、応募手続及び事業者選定に関する基準（以下「評価基準」という。）等所要の事項を定め告示する。（当該告示を以下「募集公告」という。）

### （2）資格審査

ア 広域連合は、応募者が提出した参加資格確認申請書類について、募集公告応募者の参加資格の審査を行う。

イ 広域連合は、参加要件を満たした応募者に対し、提案書等の提出を要請する。なお、参加要件を満たさない応募者は失格とし、その旨を通知する。

## 2 実質審査（第2段階）

鳥取中部ふるさと広域連合指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、鳥取中部ふるさと斎場の指定管理候補者選定に当たりプロポーザル評価基準を定め、プロポーザル評価基準に基づき応募者が提出した提案書の審査・評価を行い、優秀提案者を選定する。

### （1）提案書の審査・評価

ア プロポーザル評価基準に基づき、提案書の審査・評価（点数化）を行う。

イ 要求水準を満たさないと判断された提案書を提出した応募者は、失格とする。

### （2）ヒアリング審査・評価

ア 応募者は、提案書の内容に関するプレゼンテーションを行う。

イ 選定委員会は、提案書に関する疑問点、実効性等についてヒアリングを行うとともに、指定管理業務に対する応募者の意欲等を評価する。

### （3）優秀提案者の選定

ア 選定委員会は、プロポーザル評価基準に基づき評価点を算定し、その合計点数により応募者の順位付けを行う。

イ 選定委員会は、評価点の合計が最も高い応募者を優秀提案者として選定する。

ウイの優秀提案者が2以上の場合（評価点の合計が同点の場合）は、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

## 3 指定管理候補者の決定

### （1）指定管理候補者の決定

広域連合長は、選定委員会で選定された優秀提案者を鳥取中部ふるさと広域連合契約事務に係る審査委員会の審議を経たうえで、指定管理候補者として決定する。

### （2）仮協定の手続きが不調となった場合の措置

広域連合と指定管理候補者との仮協定の手続きが不調となった場合、優秀提案者の選定において次順位となった応募者を指定管理候補者として選定する。

## II. プロポーザル評価基準

### 1 評価項目と配点

プロポーザル評価基準に示す配点及び点数化基準については、斎場指定管理について「施設の安全管理」「経費節減」、「業務の効率化」を確保することの必要性を勘案し、応募者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、広域連合が応募者の提案に期待している事項であり、その配点は重みを示すものである。

| 評価項目                            | 配点                           | 評価の視点                                   |  |
|---------------------------------|------------------------------|---|--|
| <b>1. 提案書に関する事項 (130点)</b>      |                              |   |  |
| (1)                             | 制度の導入目的や管理運営における課題に対する具体的な方策 |   |  |
|                                 | ①目的理解と施設全般にわたる方策             | 15点                                     | 指定管理者制度導入の目的が正確に理解され、課題を整理した上で、施設管理全般にわたる方策を明確に示しているか。         |
|                                 | ②業務実施に関する具体的な方策              | 20点                                     | 炉前業務、火葬業務及び施設維持管理業務、設備整備業務及び軽食喫茶コーナー運営業務等に対する具体的な方策があるか。       |
|                                 | ③利用者等への接遇の考え方                | 15点                                     | 施設利用者への配慮等接遇サービスに対する適切な方策があるか。                                 |
|                                 | ④自主事業に係る使用料等の提案              | 5点                                      | 軽食喫茶コーナー、売店の運営その他自主事業に係る使用料の支払い等についての有効な提案があるか。                |
|                                 | ⑤提案における創意                    | 10点                                     | 要求水準書の内容以外でも創意を凝らした提案があるか。また、経費縮減の方策について具体的で有効な提案があるか。         |
| (2)                             | 経営基盤の安定                      | 20点                                     | 安定した運営ができる財務状況であるか。  |
| (3)                             | 新型コロナウイルス対策                  | 15点                                     | 新型コロナウイルス対策について具体的で有効な提案があるか。                                  |
| (4)                             | 安心して働くための職場環境等               | 15点                                     | 働きやすい職場環境づくり、ハラスメントのない職場づくり、女性の活躍推進への積極的な取り組み等について具体的な提案があるか。  |
| (5)                             | 地元への貢献度                      | 10点                                     | 地元経済へ貢献できる事業者であるか。   |
| (6)                             | 鳥取県中部地区住民雇用への配慮              | 5点                                      | 鳥取県中部地区住民雇用の具体的な配慮があるか。  |
| <b>2. 参考見積金額に関する事項 (50点)</b>    |                              |   |  |
| 経済性                             | 燃料及び光熱水費                     | 15点                                     | 業務の横断的な運営により効率化が図られ、参考見積金額は、提案の上限額に比べて縮減されているか。見積もり数量及び金額は妥当か。 |
|                                 | その他                          | 35点                                     |  |
| <b>3. プレゼンテーションに関する事項 (10点)</b> |                              |   |  |
| 専門技術力、積極性及びコミュニケーション力           | 10点                          | 業務実績等の確認、質問に対する応答性、業務へ取り組む姿勢及び説明の分かり易さ。 |  |
| <b>4. 業務実績に関する事項 (10点)</b>      |                              |   |  |
| 火葬場指定管理業務実績                     | 10点                          | 同種又は類似業務の実績があるか。                        |  |
| 合計 (選定委員1人当たりの配点)               | 200点                         |   |  |

※ 各選定委員が個別に評価した評価点の合計が応募者の評価点となる。

## 2 点数化方法

### (1) プロポーザルの点数化方法

プロポーザルの評価点は、次に示す5段階評価による点数化方法により点数を付与する。

| 評価 | 判断基準                       | 点数化方法     |
|----|----------------------------|-----------|
| A  | 当該評価項目において、複数の有効な提案がされている  | 配点 × 1.0  |
| B  | 当該評価項目において、有効な提案はあるが、確認が必要 | 配点 × 0.75 |
| C  | 当該評価項目において、要求水準を満たしている（標準） | 配点 × 0.5  |
| D  | 当該評価項目において、提案内容の実行性の確認が必要  | 配点 × 0.25 |
| E  | 当該評価項目において、提案がない、実行性に乏しい   | 配点 × 0.0  |

(注) 評価項目「経営基盤の安定」の評価について

- ①原則、直近年度の財務状況等で点数を付与するが、過去の年度の財務状況等を総合的に勘案して、著しく安定性を欠く場合は、配点×0.25点の範囲で減点可能とする。
- ②共同企業体に対する評価については、原則、代表者の財務状況等で点数を付与するが、その他の構成員の財務状況等が著しく安定性を欠く場合は、配点×0.25点の範囲で減点可能とする。
- ③斎場を安定して運営するのに支障のある程度に、極めて不健全な財務状況と判断される応募者は失格とする。

### (2) 参考見積金額の点数化方法

ア 参考見積金額は、精算対象である燃料及び光熱費とその他に分け、それぞれ次の算定式により点数を付与する。なお、点数は、少数点以下第2位を四捨五入した値とする。

| 【算定式】  |
|--|
| $\text{参考見積金額評価点} = \text{配点} \times \left( \frac{\text{最低見積金額}}{\text{当該見積金額}} \right)$ |

イ プロポーザル実施要領に示す提案の上限額を超える参考見積金額（総合計金額）を見積もった応募者、又は妥当性が認められない過少な見積もりを行った応募者は、失格とする。

なお、経費節減の方策については、プロポーザル（提案書）において具体的に説明すること。

ウ 算定式の最低見積金額には、I. 2 (1) イにより失格とされた提案書及び上記イの妥当性が認められない過少な見積もりを行った応募者の参考見積金額は、含まないものとする。

エ 算定式により算定された参考見積金額の評価点は、各選定委員の参考見積金額の評価点とする。

### (3) プレゼンテーションの点数化方法

プレゼンテーションの評価は、次に示す3段階評価による点数化方法により点数を付与する。

| 評価 | 判断基準              | 点数化方法     |
|----|-------------------|-----------|
| A  | 当該評価項目に関して、優れている。 | 配点 × 1.0  |
| B  | 当該評価項目に関して、普通である。 | 配点 × 0.75 |
| C  | 当該評価項目に関して、見劣りする。 | 配点 × 0.5  |

(4) 業務実績の点数化方法

業務実績の評価は、次に示す4段階評価による点数化方法により点数を付与する。

| 評価 | 判断基準  | 点数化方法     |
|----|---|-----------|
| A  | 同種業務（火葬場の指定管理業務）の実績がある。                               | 配点 × 1.0  |
| B  | 類似業務（火葬場の運転管理委託業務）の実績がある。                             | 配点 × 0.5  |
| C  | 指定管理業務（火葬場以外）の実績がある、又は、共同企業体の代表者以外の構成員に同種・類似業務の実績がある。 | 配点 × 0.25 |
| D  | 実績がない。  | 配点 × 0.0  |

(注) 共同企業体に対する評価については、基本的に代表者の実績により点数を付与するが、一部構成員の実績も加味する。

### Ⅲ. プロポーザルの点数化における判断基準

選定委員会は、以下の各評価項目について5段階評価により点数を付与する。なお、各項目については、各応募者の過去の経験等を踏まえ、要求水準書の内容より高い技術提案を評価するものとする。

| 評価項目                                  | 5段階評価の判断基準   |
|---------------------------------------|--|
| <p>(1)</p> <p>① 目的理解と施設管理全般にわたる方策</p> | <p>制度の導入目的や課題に対する具体的な方策</p> <p>【指定管理者制度導入の目的が正確に理解され、課題を整理した上で、施設管理全般にわたる方策を明確に示しているか。】</p> <p>A：施設の円滑な管理運営、経費節減及び業務の効率化に対する複数の具体的な提案がある。施設管理全般にわたる具体的な方策を複数提案している。</p> <p>B：施設の円滑な管理運営、経費節減及び業務の効率化に対する具体的な提案がある。施設管理全般にわたる具体的な方策を提案している。</p> <p>C：施設の円滑な管理運営、経費節減及び業務の効率化に対する提案がある。施設管理全般にわたる方策を提案している。</p> <p>D：施設の円滑な管理運営、経費節減及び業務の効率化に対する提案には、一部確認が必要である。施設管理全般にわたる方策の提案はあるが、具体性に欠けている。</p> <p>E：制度の導入目的が理解されておらず、施設の円滑な管理運営、経費節減及び業務の効率化に対する提案が乏しい。施設管理全般にわたる方策の提案がない。</p>   |
| <p>② 業務実施に関する具体的な方策</p>               | <p>【炉前業務、火葬業務及び施設維持管理業務、設備整備業務及び軽食喫茶コーナー運営業務等に対する具体的な方策があるか。】</p> <p>A：業務量を把握し、詳細な業務計画やワークフローが策定されている。各業務の分担及び業務委託する場合、委託範囲等が整理され、適正な処理・対応を行うことができる。設備の故障や修繕が発生した場合、各設備メーカーとの連絡先の確認、対応策などが整理され、迅速な対応ができる。</p> <p>B：業務量を把握し、業務計画やワークフローが策定されている。各業務の分担及び業務委託する場合、委託範囲等が整理され、適正な処理・対応を行うことができる。設備の故障や修繕が発生した場合、各設備メーカーとの連絡先の確認、対応策などが整理され、対応が可能である。</p> <p>C：業務量を把握し、業務計画が策定されている。各業務の分担及び業務委託する場合、委託範囲等が整理され、処理・対応を行うことができる。設備の故障や修繕が発生した場合、各設備メーカーとの連絡先の確認、対応策などがある程度整理され、対応が可能である。</p> <p>D：業務計画は策定されているが、具体策が欠けている。各業務の分担及び業務委託する場合、委託範囲等に整理されていない部分がある。設備の故障や修繕が発生した場合を想定した、各設備メーカーとの連絡先の確認、対応策は、具体性に欠けている。</p> <p>E：業務量が把握された業務計画が策定されていない。各業務の分担や委託先などの考え方が整理されておらず、適正な処理・対応を行うことができない。設備の故障や修繕が発生した場合を想定した、各設備メーカーとの連絡調整など対応策等が整理されていない。</p> |
| <p>③ 利用者等への接遇の考え方</p>                 | <p>【施設利用者への配慮等接遇サービスに対する適切な方策はあるか。】</p> <p>A：施設利用者への配慮、売店・軽食喫茶コーナーの運営等及び接遇サービスに対して具体的な提案が複数ある。また、施設運営上の要望や苦情等に対応するため、セルフモニタリングやフロー等を作成するなど明確な仕組みが整備されている。</p>  |

|  |                  |  |
|--|------------------|--|
|  |                  | <p>B：施設利用者への配慮、売店・軽食喫茶コーナーの運営等及び接客サービスに対して具体的な提案がある。また、施設運営上の要望や苦情等に対応するため、フロー等を作成するなど明確な仕組みが整備されている。</p> <p>C：施設利用者への配慮、売店・軽食喫茶コーナーの運営等及び接客サービスに対して提案がある。また、施設運営上の要望や苦情等に対応する仕組みが整備されている。</p> <p>D：施設利用者への配慮、売店・軽食喫茶コーナーの運営等及び接客サービスに対しては、自動販売機の設置程度しか提案がない。また、施設運営上の要望や苦情等に対応する仕組みには、具体性に欠けている。</p> <p>E：施設利用者への配慮、売店・軽食喫茶コーナーの運営等及び接客サービスに対して提案がない。施設運営上の要望や苦情等に対応する仕組みも整備されていない。</p> |
|  | ④ 自主事業に係る使用料等の提案 | <p>【軽食喫茶コーナー、売店の運営に係る使用料等の支払いについての有効な提案があるか。】</p> <p>A：適切な自主事業計画の下、広域連合への確実で有効な支払いの提案がある。</p> <p>B：適切な自主事業計画の下、広域連合への確実な支払いの提案がある。</p> <p>C：支払いの提案はあるが、自主事業の結果の条件付きである。</p> <p>D：支払いの提案はあるが、自主事業の計画が実行性を欠く。</p> <p>E：広域連合への支払いの提案がない。</p>  |
|  | ⑤ 提案における創意       | <p>【要求水準書の内容以外でも創意を凝らした提案があるか。また、経費節減の方策について具体的に有効な提案があるか。】</p> <p>A：要求水準書の内容以外でも発注者の期待以上に創意を凝らした提案が複数ある。また、経費節減の方策について極めて有効な提案がある。</p> <p>B：要求水準書の内容以外でも発注者の期待以上に創意を凝らした提案がある。また、経費節減の方策について有効な提案がある。</p> <p>C：要求水準書の内容以外でも創意を凝らした提案がある。また、経費節減の方策についての提案がある。</p> <p>D：要求水準書の内容以外に提案はあるが、具体性に欠けている。また、経費節減の方策の実効性が疑われる。</p> <p>E：要求水準書の内容以外には提案がない。経費節減の具体的な方策がない。</p>                  |

| 評価項目 |         | 5段階評価の判断基準  |
|------|---------|---|
| (2)  | 経営基盤の安定 | <p>【安定した運営ができる財務状況であるか。】</p> <p>①経営年数 30年以上（5点）、20年以上30年未満（4点）、10年以上20年未満（3点）、5年以上10年未満（2点）、5年未満（1点）</p> <p>②流動比率 200%以上（5点）、150%以上200%未満（4点）、120%以上150%未満（3点）、100%以上120%未満（2点）、100%未満（1点）</p> <p>③従業員数 50人以上（5点）、30人以上50人未満（4点）、15人以上30人未満（3点）、10人以上15人未満（2点）、10人未満（1点）</p> <p>④自己資本比率 50%以上（5点）、35%以上50%未満（4点）、20%以上35%未満（3点）、10%以上20%未満（2点）、10%未満（1点）</p> <p>A：①から④の合計点数が17点以上である事業者。</p> <p>B：①から④の合計点数が13点以上17点未満である事業者。</p> <p>C：①から④の合計点数が9点以上13点未満である事業者。</p> <p>D：①から④の合計点数が5点以上9点未満である事業者。</p> <p>E：①から④の合計点数が0点以上5点未満である事業者。</p> |

| 評価項目 |             | 5段階評価の判断基準   |
|------|-------------|--|
| (3)  | 新型コロナウイルス対策 | <p>【新型コロナウイルス対策について具体的で有効な提案があるか。】</p> <p>A：新型コロナウイルス感染拡大時における有効かつ具体的な感染防止対策や実行可能かつ具体的な業務継続計画等が提案され、職員や会葬者への感染拡大のリスクの低減を図り、いかなるケースであっても施設の稼働を継続しようとする使命感が感じられる。新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体を取り扱う際の対応と遺族等への配慮について具体的に提案されている。</p> <p>B：新型コロナウイルス感染拡大時における感染防止対策や業務継続計画等が具体的に提案されている。新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体を取り扱う際の対応が具体的に提案されている。</p> <p>C：新型コロナウイルス感染拡大時における感染防止対策や業務継続計画等が提案されている。新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体を取り扱う際の対応が提案されている。</p> <p>D：新型コロナウイルス感染拡大時における感染防止対策や業務継続計画等が提案されているが具体性に欠けている。新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体を取り扱う際の対応について提案されているが具体性が欠けている。</p> <p>E：新型コロナウイルス感染拡大時における感染防止対策や業務継続計画が提案されているが、具体性に欠け、実行性に疑問がある。新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体を取り扱う際の対応について具体性に欠け、遺族への配慮が感じられない。</p> |

| (4) | 安心して働くための職場環境等 | <p>【働きやすい職場環境づくり、ハラスメントのない職場づくり、女性の活躍推進への積極的な取り組み等について具体的な提案があるか。】</p> <p>A：働き方改革の実践を促進する具体的な取り組みが提案されており、男女がともに働きやすい職場環境、仕事と家庭の両立を支援する環境が十分に整っている。ハラスメント防止に関する社内規定があり、相談窓口が適正に運用・管理されているとともに、ハラスメントのない職場の実現に向けた積極的な取り組みが提案されている。女性活躍推進に積極的に取り組んでいるとともに、女性の働くことに対する総合的な支援策が整備されている。</p> <p>B：男女がともに働きやすい職場環境、仕事と家庭の両立を支援する環境について具体的な提案がある。ハラスメント防止に関する社内規定があり、相談窓口が適正に運用・管理されている。女性の採用、登用の機会が提供されているなど女性活躍推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>C：男女がともに働きやすい職場環境、仕事と家庭の両立を支援する環境が整っている。ハラスメント防止に関する社内規定があり、相談窓口が設置されている。女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>D：男女がともに働きやすい職場環境、仕事と家庭の両立を支援する環境について提案されているが具体性に欠けている。ハラスメント防止に関する社内規定はあるが、相談窓口の体制が十分とはいえない。女性の活躍推進の取り組みについて提案されているが具体性に欠けている。</p> <p>E：男女がともに働きやすい職場環境、仕事と家庭の両立を支援する環境が整っているとはいえない。ハラスメントのない職場の実現に向けた企業の意識が十分ではない。女性の活躍推進への取り組みが十分ではない。</p> |
|-----|----------------|---|



| 評価項目 |             | 5段階評価の判断基準   |
|------|-------------|--|
| (5)  | 地元への<br>貢献度 | <p>【地元経済へ貢献できる事業者であるか。】</p> <p>A：単体企業又は共同企業体の代表者が申請書類の提出日現在鳥取県中部地区に本社を有する法人等である。また、鳥取県中部地区への貢献に関して具体的な方策を提案している。</p> <p>B：単体企業又は共同企業体の代表者が申請書類の提出日現在鳥取県中部地区に支社又は営業所を有する法人等である。また、鳥取県中部地区への貢献に関して具体的な方策を提案している。</p> <p>C：単体企業又は共同企業体の代表者が申請書類の提出日現在「地元企業（定義は実施要領参照）」ではないが、地元企業になる旨の確約書を提出している。鳥取県中部地区への貢献に関して具体的な方策を提案している。</p> <p>D：鳥取県中部地区への貢献に関する方策はあるが、具体性に欠けている。</p> <p>E：鳥取県中部地区への貢献に関する方策の提案がない。</p> |

| 評価項目 |                             | 5段階評価の判断基準   |
|------|-----------------------------|--|
| (6)  | 鳥取県中<br>部地区住<br>民雇用へ<br>の配慮 | <p>【鳥取県中部地区住民雇用の具体的な配慮があるか。】</p> <p>A：雇用される業務従事者全員が鳥取県中部地区住民である。</p> <p>B：雇用される業務従事者の8割以上が鳥取県中部地区住民である。</p> <p>C：雇用される業務従事者の6割以上が鳥取県中部地区住民である。</p> <p>D：雇用される業務従事者の4割以上が鳥取県中部地区住民である。</p> <p>E：雇用される業務従事者の4割未満が鳥取県中部地区住民である。</p> |